平成２９年（フ）第２４号
北海道勇払郡むかわ町美幸３丁目７番地２
破産者　船山光四郎
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１４９号
北海道苫小牧市末広町１丁目16番４号　Ｓａｋｕｒａ101号
破産者　黒川　　豪
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１５２号
北海道苫小牧市川沿町４丁目８―21　レガーロ103、住民票上の住所北海道釧路市昭和北３丁目３番17号
破産者　今野　一昭
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１５９号
北海道苫小牧市幸町２丁目７―８　ハイツたんぽぽ102、住民票上の住所札幌市西区西野４条７丁目６番５号
破産者　尾崎　智謙
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１５３号
青森県八戸市大字鮫町字冷水平12番地２
破産者　古屋敷忠昭
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１５７号
青森県八戸市大字湊町字上中道25番地10、前住所青森県八戸市大字白銀町字大沢頭13番地８　リアハウス馬場３号室
破産者　中里　　廣
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１５８号
青森県八戸市大字湊町字上中道25番地10、前住所青森県八戸市大字白銀町字大沢頭13番地８　リアハウス馬場３号室
破産者　中里のり子
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第５８号
岩手県北上市大堤南３丁目10―25、住民票上の住所岩手県北上市諏訪町１丁目２番14号
破産者　扇屋こと　小原　善孝
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第７３号
岩手県花巻市円万寺字中村28番地、住民票上の住所岩手県北上市北鬼柳５地割68番地４
破産者　齊藤　銘子
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第７４号
岩手県花巻市円万寺字中村28番地、住民票上の住所岩手県北上市北鬼柳５地割68番地４
破産者　齊藤　香織
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第３５号
秋田県能代市鰄渕字古川反32番地
破産者　戸松　　耕
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９３号
福島県いわき市常磐上湯長谷町湯台堂135番地の135
破産者　棚橋　泰子
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第２９２号
茨城県鉾田市安房1676番地３
破産者　磯山　真樹
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１０３号
茨城県牛久市南３丁目30番地１
破産者　蓮池　康孝
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１３４号
茨城県取手市ゆめみ野５丁目19番地１　アリエス201
破産者　櫻井　　誠
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第５０１号
川崎市宮前区野川188番地　リバーサイド中里　601、前住所川崎市宮前区野川3134番地７藤和シティホームズ鷺沼　213
破産者　久保井綾治
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６６号
山梨県南都留郡忍野村忍草252番地
破産者　天野　純一
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第１５号
宮城県塩竈市新浜町２―２―47　２階、住民票上の住所岐阜県土岐市肥田町肥田2985番地の239
破産者　田口　正則
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部